

大分県宇佐市安心院町竜王の古荘家の墓地にある古庄九郎衛門尉藤原正道の

夫婦墓に記された碑文です。

本流道覚居士・自喚妙讚信女碑文

原_レ夫、古庄九郎衛門尉藤原正道先祖重吉者、從_ニ相州鎌倉_一大友
一法師為_ニ長臣_一隨、遂_レ千_ニ豊後_一來、然元龜年中依_レ事落居_レ千_ニ
豊前中間村、後住_一居_レ千_ニ龍王邑_一、歳八十有餘遠逝、
凡_至而今二百十四年正道者当邑古庄・紀古・西島以_レ為_ニ三家元祖_一、
寛延_ニ己巳年再_一建_レ塔而録_レ之者也、

それもとは、古庄九郎衛門尉藤原正道の先祖重吉は、相州鎌倉より大友一法師長臣として
随い、豊後におう来る、しかれども元龜年中事により豊前中間村に落居す、後は竜王村に
住居し歳八十有餘で遠逝す、

凡而今に至り百十餘年正道は当邑古庄・紀古・西島三家の元祖たるを以て、寛延_ニ己巳の
年に塔を再建し而して之を録すものなり

正道（本流道覚居士） 死去は寛永十二乙亥（一六三五）七月十五日である

正道は二十歳位の時豊前中間村に落居したと思われる。

のち、竜王村に住居を構え、子息が紀古、西島を興したと考えられる。

正道死去百十四年後に正道の夫婦墓が再建された。

寛延_ニ己巳年（一七四九）

大友一法師は大友初代能直（よしなお）をいう。

重吉（しげよし重能）は能直の弟である。

「尊卑分脈（そんびぶんみやく）」より藤原秀郷流の大友氏の系図



古庄郷（現在の神奈川県愛甲郡あたり）の郷司近藤能成（古庄能成）の子が、後の大友能直であり、能直は幼児の頃「古庄左近将監能直」と名のっていた。

古荘（古庄）氏の祖の古庄重能（古庄重吉・古庄四郎）は大友能直の弟とされる。ということは、古庄重能は大友能直（古庄能直）と同じく近藤能成の子とすることになり、古庄郷司という無名に近い近藤能成にはじまる古庄氏は大友能直を初代とする大友氏の祖族と言える。

この碑文から、安心院町竜王（宇佐郡竜王村）の古荘（古庄）氏が豊後大友氏の初代

大友能直の弟古庄重能（重吉）の末裔であることが強く示唆される。

さらに解説を続ける。

元龜年中に何があつたかを調査したがわからない。ただ元龜二年（一五七二）筑前の守りとして立花城督となつた立花道雪が、天正八年（一五八〇年）

二月一六日、志賀道輝（親守）・一万田宗擲（鎮実）・戸次紹珊（統貞）・

志賀道雲（鑑綱）・朽網宗策（鎮則）・戸次重連（道雪の養子）・清田鎮順・志賀

鎮隆・戸次宗傑（鎮秀）田北紹鉄（鑑重）・志賀道易（親慶）・朽網宗歴（鑑康）・

一万田宗慶（鑑実）の十三名に対して、大友氏の危機に当たり切々なる憂国の書状を送り、一致協力して危難に当たるべきことを訴えたその書状の中に、前書に続いて八項目につき説いている。

その七項目に・・・

一、近頃うわさでは、古庄兄弟・朽網市丞・雄城某らの四人が勘当された由。

若様（義統）は短慮で、折檻（処罰）があつても面々が出仕を停め、折を見て

どうして取り成しをしなかつたのか。四人は筋目は立派。小心者ではあるが

譜代の家臣ゆえ相応の御用に立つはず。とある。

以上の考察から古庄九郎衛門藤原正道は、豊後大友氏の初代大友能直の弟古庄重能（重吉）の末裔であり、尚且つ大友時代の末期に大友義統（大友宗麟の嫡子）に勘当され元龜年中に豊前中間村に落居した古庄兄弟のいずれかであり、その後竜王村に移り住み、竜王古荘（古庄）の祖であると考ええる。

なお、古荘・古庄の使い分けははっきりしないが、明治以降墓標は古荘で統一しているようである。

以上、日出町の佐藤節氏および安心院町の西岡昭氏の二指導をいただきました。

平成三十年九月十五日